

基本財産の運用益に関する規程

- 1 この法人の基本財産については、公益社団法人日本心理学会定款第 45 条に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。
- 2 基本財産の運用益は、公益事業の管理運営費にあてる。
- 3 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2004 年 6 月 6 日より施行する。
- 2 本規程は、2004 年 6 月 6 日施行の基本財産の運用益の使途に関する規程を改正したものである。
- 3 本規程の改正は、2010 年 6 月 20 日より施行する。
- 4 本規程は、2011 年 4 月 1 日より施行する。